

## 水道法に基づく水質基準に関する省令の水質基準

水質基準項目及び基準値:厚生労働省令第101号(施行日:令和2年4月1日)

検査方法:厚生労働省告示261号(施行日:令和2年4月1日)

番号	水質基準項目	水質基準値	区分
1	一般細菌	1mlの検水で形成される集落数が100以下であること。	病原生物の代替指標
2	大腸菌	検出されないこと。	
3	カドミウム及びその化合物	カドミウムの量に関して、0.003 mg/L以下であること。	
4	水銀及びその化合物	水銀の量に関して、0.0005 mg/L以下であること。	
5	セレン及びその化合物	セレンの量に関して、0.01 mg/L以下であること。	
6	鉛及びその化合物	鉛の量に関して、0.01 mg/L以下であること。	
7	ヒ素及びその化合物	ヒ素の量に関して、0.01 mg/L以下であること。	
8	六価クロム化合物	六価クロムの量に関して、0.02 mg/L以下であること。	
9	亜硝酸態窒素	0.04 mg/L以下であること。	
10	シアノ化物イオン及び塩化シアン	シアノの量に関して、0.01 mg/L以下であること。	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/L以下であること。	無機物・重金属
12	フッ素及びその化合物	フッ素の量に関して、0.8 mg/L以下であること。	
13	ホウ素及びその化合物	ホウ素の量に関して1.0 mg/L以下であること。	
14	四塩化炭素	0.002 mg/L以下であること。	
15	1,4-ジオキサン	0.05 mg/L以下であること。	
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下であること。	
17	ジクロロメタン	0.02 mg/L以下であること。	
18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下であること。	
19	トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下であること。	
20	ベンゼン	0.01 mg/L以下であること。	
21	塩素酸	0.6 mg/L以下であること。	消毒副生成物
22	クロロ酢酸	0.02 mg/L以下であること。	
23	クロロホルム	0.06 mg/L以下であること。	
24	ジクロロ酢酸	0.03 mg/L以下であること。	
25	ジブロモクロロメタン	0.1 mg/L以下であること。	
26	臭素酸	0.01 mg/L以下であること。	
27	総トリハロメタン	0.1 mg/L以下であること。	
28	トリクロロ酢酸	0.03 mg/L以下であること。	
29	ブロモジクロロメタン	0.03 mg/L以下であること。	
30	ブロモホルム	0.09 mg/L以下であること。	
31	ホルムアルデヒド	0.08 mg/L以下であること。	着色
32	亜鉛及びその化合物	亜鉛の量に関して、1.0 mg/L以下であること。	
33	アルミニウム及びその化合物	アルミニウム量に関して、0.2 mg/L以下であること。	
34	鉄及びその化合物	鉄の量に関して、0.3 mg/L以下であること。	
35	銅及びその化合物	銅の量に関して、1.0 mg/L以下であること。	味
36	ナトリウム及びその化合物	ナトリウムの量に関して、200 mg/L以下であること。	
37	マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して、0.05 mg/L以下であること。	
38	塩化物イオン	200 mg/L以下であること。	
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300 mg/L以下であること。	味
40	蒸発残留物	500 mg/L以下であること。	
41	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/L以下であること。	
42	ジェオスミン	0.00001 mg/L以下であること。	
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001 mg/L以下であること。	力ビ臭
44	非イオン界面活性剤	0.02 mg/L以下であること。	
45	フェノール類	フェノールの量に換算して、0.005 mg/L以下であること。	
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3 mg/L以下であること。	
47	pH値	5.8以上8.6以下であること。	基本的性状
48	味	異常ではないこと。	
49	臭気	異常ではないこと。	
50	色度	5度以下であること。	
51	濁度	2度以下であること。	